

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年9月18日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 17 号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
規則

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第51号）附則第1項第2号に規定する市規則で定める日は、令和8年9月23日とする。

（中央卸売市場第一市場）